

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）【信金告示】

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 雑則（第三百二十一條・第三百二十二條）附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 金融機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>（削る）</p> <p>八～三十四（略）</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー</p> <p>ニ～リ（略）</p> <p>三十六～七十九（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 雑則（第三百二十一條）附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 金融機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>ハ 商工組合中央金庫</p> <p>八～三十四（略）</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>三十六～七十九（略）</p>

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七條第二項第二号において「規則」という。)第一百七條第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。) 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ〜ハ (略)

二 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七條 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第一百七條第二項に規定する特定取引その他これに類似

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七條第二項第二号において「規則」という。)第十五條の五の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。) 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ〜ハ (略)

二 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七條 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十五條の五の三第二項に規定する特定取引その他こ

する取引をいう。以下同じ。）に係る資産

三 (略)

3 (略)

(地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー)

第五十四条の二 地方公営企業等金融機構向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2 前項の場合を除き、地方公営企業等金融機構向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十七条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(我が国の政府関係機関向けエクスポージャー)

第五十五条 我が国の政府関係機関(特別の法律に基づき設立された法人(業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。))であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一 政府が過半を出資している法人(株式会社を除く。)

二 政府が出資している法人(株式会社を除く。))で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決(承認を含む。次号において同じ。))を得、又は主務大臣(内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。))の認可(承認を含む。以下この項において同じ。))を受けなければならない法人

れに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産

三 (略)

3 (略)

(新設)

(我が国の政府関係機関向けエクスポージャー)

第五十五条 我が国の政府関係機関(特別の法律に基づき設立された法人(株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。))であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一 政府が過半を出資している法人

二 政府が出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決(承認を含む。))を得、又は主務大臣(内閣総理大臣を含む。))の認可(承認を含む。))を受けなければならない法人

<p>三 政府が過半を出資している法人（株式会社に限る。次号において同じ。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人</p> <p>四 政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人</p> <p>2 （略）</p> <p>（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）</p> <p>第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。</p> <p>イ 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1～4以上であるもの</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>（標準的ボラティリティ調整率）</p> <p>第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）</p> <p>第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。</p> <p>イ 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1～4以上であるもの</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>（標準的ボラティリティ調整率）</p> <p>第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用</p>
--	--

いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

（表略）

- （注） 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二（略）  
2（略）

（ボラティリティ調整率の適用除外）  
第九十九条（略）

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構

いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

（表略）

- （注） 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体及び我が国の政府関係機関をいう。

二（略）  
2（略）

（ボラティリティ調整率の適用除外）  
第九十九条（略）

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関

我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

二丁六 (略)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第二百二十条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第五十七条又は第五十八条に掲げる主体

二 (略)

(計算方法)

第二百二十二条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第十九条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。)について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十二条第一項、第五十二条第一項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用金庫の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

び外国の中央政府以外の公共部門

二丁六 (略)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第二百二十条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第五十七条又は第五十八条に掲げる主体

二 (略)

(計算方法)

第二百二十二条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第十九条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。)について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十二条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項及び第五十六条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用金庫の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十三条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第五十条から第五十二条まで、第五十四条第二項及び第五十

四条の二から第五十八条までに掲げる主体

ロ～ホ (略)

五～九

3・4 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六十一条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(經由官庁)

第三百二十二条 信用金庫は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2 信用金庫は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に届出を

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十三条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第五十条から第五十二条まで、第五十四条第二項及び第五十

五条から第五十八条までに掲げる主体

ロ～ホ (略)

五～九

3・4 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六十一条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

するときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して届け出なければならない。

3| 信用金庫は、第三百九条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。